多摩川第 9-1 排水区管渠更生工事について

制限付き一般競争入札

１　入札に付する事項

（１）　工事件名　多摩川第 9-1 排水区管渠更生工事

（２）　工事場所　福生市加美平地内

（３）　業　　種　下水道施設工事

（４）　工　　期　契約確定日の翌日から令和 10 年 11 月 27 日まで

（５）　予定価格　704,034,100 円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

（６）　工事概要

【管きょ更生】鞘管工法　　φ250～φ1500　　L=164.16m

□800×800～□1600×1600　　L=587.53m

【人孔設置】人孔設置　　19 基

（７）　本工事は、週休２日制工事とする。

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）　この入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、共同企業体の結成は、次に定める構成員の任意による自主結成方式とする。

ア　共同企業体の構成員数は、代表構成員及び第２位構成員の２者とする。

イ　共同企業体の構成員となる者は、同一案件の他の共同企業体の構成員となることはできない。

ウ　共同企業体の第２位構成員の出資比率は 30 パーセント以上とする。

（２）　この入札に参加を希望する共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。特に指定の無い場合は、その基準日は令和８年 10 月１日とする。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないものであること。

イ　東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において福生市の建設工事等競争入札参加資格を有し、「下水道施設工事」の業種に登録していること。

ウ　最新の経営事項審査による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「土木一式」、「舗装」又は「水道施設」の総合評定値（Ｐ）について、次に掲げる要件を備えていること。

(ア)　第１順位者の要件は、次のとおりとする。

ａ　東京都内に、福生市と契約を締結する権限を有する本店、支店、営業所等があること。

b　経営規模等評価結果（土木一式、舗装又は水道施設）の総合評定値（Ｐ）が 1,400 点以上であること。

c　特定建設業許可を有すること。

d　資本金が３億円を超え、かつ、従業員数が 300 人を超える者であること。

e　平成 28 年４月１日以降の下水道施設工事における官公庁発注工事において、元請として完工した実績を有すること。

（イ）　第２順位者の要件は、次のいずれかとする。

a　福生市内に、福生市と契約を締結する権限を有する本店、支店、営業所等がある事業者にあっては、資本金が３億円以下又は従業員数 300 人以下であり、経営規模等評価結果（土木一式、舗装又は水道施設）の総合評定値（Ｐ）が 800 点以上であること。

b　西多摩地区（福生市を除く。）に、福生市と契約を締結する権限を有する本店、支店、営業所等がある事業者にあっては、資本金が３億円以下又は従業員数 300 人以下であり、経営規模等評価結果（土木一式、舗装又は水道施設）の総合評定値（Ｐ）が 900 点以上であること。

c　多摩地区（西多摩地区の市町村を除く。）に、福生市と契約を締結する権限を有する本店、支店、営業所等がある事業者にあっては、資本金が３億円以下又は従業員数 300 人以下であり、経営規模等評価結果（土木一式、舗装又は水道施設）の総合評定値（Ｐ）が 1,000 点以上であること。

（３）　経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第１項の規定により再生手続開始の申立てをしたとき、手形若しくは小切手が不渡りになったとき等）にないこと。

（４）　令和８年 10 月１日から開札日までにおいて、福生市で指名停止措置を受けていないこと。

（５）　資本関係又は人的関係がある者が同一案件に参加していないこと。

（６）　入札参加有資格者が、入札までに、上記（１）から（５）までの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

３　入札参加資格確認申請

この入札に参加を希望する者は、電子調達サービスで申請した後、指定した提出書類一式の資格確認を受けなければならない。

（１）　申請期間　令和８年 10 月 15 日（木）午後５時 15 分まで

（２）　申請場所　電子調達サービス

① 建設共同企業体協定

② 一般競争入札参加資格確認申請書

（3） 提出書類は次のとおりとする。

なお、指定書式があるものについては、東京都福生市公式ホームページ（https://www.city.fussa.tokyo.jp/）からダウンロードを行い、Ａ４サイズで作成すること。（＊印は指定様式）

ア 一般競争入札参加資格確認申請書【特定建設工事共同企業体】＊

イ 特定建設工事共同企業体協定書（甲）＊

［正本２通は各構成員で所持、副本１通は市に提出］

ウ 特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書＊

エ 委任状＊

オ 委任状（復代理人用）＊

「エ 委任状」において受任者が、既に単体企業として福生市に登録済みの代表者と同一人となっている場合は、不要である。

カ 各構成員の建設工事等競争入札参加資格審査受付票（表裏両面）の写し

キ 申請日において有する各構成員の最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ク 各構成員の建設業許可通知の写し（建設業許可申請書は不可）

ケ 各構成員の配置予定の現場代理人及び技術者についての調書（様式は任意）

・氏名及び工事経験（代表者のみ）を記載したもの

・資格者証、修了証等の写しを添付すること。

（4） 提出期間 令和８年 10 月 15 日（木）までの、午前８時 30 分から午後５時 15 分まで（正午から午後１時までの時間帯を除く。）。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

（5） 提出場所 福生市総務部契約管財課契約係（市庁舎第１棟５階）

（6） その他 電子調達サービスにおける申請と、提出書類の提出を期間内に行わなければならない。いずれか一方が期間内に行われなかった場合、入札参加資格は認めない。

4 審査結果の通知

入札参加資格確認の結果は、令和８年 10 月 20 日（火）に申請者（代表構成員）へ通知する。

5 設計図書等の貸出し

設計図書等の貸出しは、令和８年 10 月 21 日（水）から行う。電子調達サービスにおける「発注図書等受領」にて受領すること。

6 設計図書等の質疑等

設計図書等についての質問及び回答は、電子調達サービスにより行う。

（１） 質疑書提出期限　令和８年 11 月６日（金）午前 10 時 00 分まで

（２） 回答予定日時　　令和８年 11 月 10 日（火）午後５時 00 分まで

７　入札及び開札の日時

（１） 入札日時　令和８年 11 月 16 日（月）　午後５時 00 分締切

（２） 開札日時　令和８年 11 月 17 日（火）　午前９時 00 分

８　入札保証金

入札保証金の納付は免除する。

９　入札の方法

入札の方法については、福生市契約事務規則に規定するところによる。

10　工事費内訳書の提出

（１） 入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出をすること。

（２） 工事費内訳書の様式は、電子調達サービスのものを使用すること。

（３） Word、Excel、PDF 形式の工事費内訳書の添付は不要とする。ただし、必要に応じて提出を求めた場合には、直ちに提出すること。

11　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札又は明らかに連合によると認められる入札は、これを無効とする。

（１） 入札に参加する資格がない者のした入札

（２） 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

（３） 電子調達サービスにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した入札

（４） 電子調達サービスの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札

（５） 再度入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札

（６） 予定価格が事前に公表されている入札において、当該予定価格の 110 分の 100 に相当する金額を上回る価格の入札

（７） 工事費内訳書の提出がない又は工事費内訳書に誤り等がある入札

（８） 上記（１）から（７）までに掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

12　契約保証金

契約保証金は、契約金額の 10 パーセント以上とする。

13　支払条件

（１）　前払金　なし

（２）　部分払　２回　（1,000 円未満を切り捨て）

令和８年度分：令和９年２月末までに行った業務で検査に合格した部分の最大 10 割

令和９年度分：令和 10 年２月末までに行った業務で検査に合格した部分の、令和８年度に支払った分を除く最大 10 割

14　契約条項を示す場所

福生市総務部契約管財課契約係（福生市公式ホームページの『入札・契約』欄に掲載あり）

15　その他

（１）　本件は、予定価格事前公表対象案件であるので、入札回数は１回とする。

（２）　本件は、低入札価格調査制度対象工事である。

（３）　入札参加者が１者に満たない場合は、入札を中止する。

（４）　入札後は、いかなる理由をもっても異議を申し立てることができない。

（５）　契約書は、福生市指定の工事請負契約書を使用する。

（６）　入札参加者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、福生市契約事務規則及び福生市競争入札参加者心得（電子入札用）のほか、関係法令等を遵守すること。